

岩手県道路除排雪業務委託に係る
参加者の有無を確認する公募手続要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、岩手県が発注する道路除排雪業務委託に係る参加者の有無を確認する公募手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2 この要綱の対象とする業務は、別に定める広域振興局土木部及び土木センター（以下「広域振興局土木部等」という。）等の道路除排雪業務とする。

(参加意思確認書の提出)

第3 広域振興局土木部等の長は、参加者（以下「応募者」という。）の有無を確認するため、当該業務への参加意思及び当該業務に必要な要件を満足することを確認する書類（以下「参加意思確認書」という。）の提出を求める公募を行うものとする。

2 応募は、別に定める特定共同企業体もできるものとする。この場合、応募する特定共同企業体は、別に定める特定共同企業体協定書を提出するものとする。

3 参加意思確認書の提出期限は、原則として、説明書の交付開始日の翌日から起算して10日（岩手県の休日に関する条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）とするものとする。

(応募要件)

第4 広域振興局土木部等の長は、応募要件について、当該業務に必要な要件として、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかの規定に該当しない者であること（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）。

イ 公示時において岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日付け建振第281号）に基づく指名停止を受けていないこと。また、公示時において岩手県から庁舎等管理業務に係る指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていないこと。

ウ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

オ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

カ 令和7・8年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿の土木工事若しくは舗装工事に登録されている者又は令和7年度・8年度・9年度庁舎等管理業務競争入札参加者名簿に、清掃（道路・公園等）の資格者として登載されている者であること。

(2) 業務執行体制に関する要件

ア 次に掲げるいずれかの条件を満たすこと。

(ア) 当該業務委託箇所の存する市町村（〇〇広域振興局土木部（〇〇土木センター）管内に限る）に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第7条における経營業務の管理責任者を置く営業所をいう。）を有すること。

(イ) 当該業務委託箇所内において、過去5か年以内（第5の公示日から起算して5か年以内とする。以下同じ。）に元請（共同企業体の構成員として受注した場合を含む。以下同じ。）として岩手県が発注した道路除排雪業務の実績を有すること。

イ 当該業務全般を統括する技術者（以下「統括技術者」という。）として、(ア)及び(イ)の条件を満たす者又は(ア)及び(ウ)の条件を満たす者を配置できる者。

(ア) 参加意思資格確認書の提出期限までに雇用関係にあること。

(イ) 過去5か年以内に元請として岩手県が発注した道路除排雪業務に次のいずれかの作業形態で従事したことがあること。

a 運転員

b 連絡員（発注者からの指示又は連絡を受け、運転員に作業指示又は連絡を行う者）

(ウ) 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当すること。

ウ 特記仕様書で指定するとおり、運転員及び除雪機械等を配置できる者。

(3) 業務実績に関する要件

過去5か年以内に元請として次に掲げるいずれかの業務又は工事の実績を有する者

ア 岩手県が発注した岩手県が管理する道路の次に掲げるいずれかの維持修繕業務

(ア) 道路維持修繕業務（全面委託業務）

(イ) 路面損傷復旧業務（パッチング業務）

(ウ) 道路除排雪業務

イ 国土交通省が発注した岩手県内の国土交通省が管理する道路の維持修繕業務又は維持修繕工事（アに掲げる業務に類似する業務又は工事）

ウ 岩手県内の市町村が発注した当該市町村が管理する道路の除排雪業務又は除排雪工事

(4) その他広域振興局土木部等の長が必要と認める要件

2 応募者が特定共同企業体である場合にあっては、広域振興局土木部等の長は、応募要件について、当該業務に必要な要件として、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 特定共同企業体を構成するすべての構成員が、前項の第1号、第2号ア及び第3号の要件を満たすこと。

(2) 特定共同企業体として、前項の第2号イ及びウ並びに第4号の要件を満たすこと。

(3) 特定共同企業体の結成については、岩手県道路除排雪業務委託に係る特定共同企業体要綱によるものとする。

(公示)

第5 広域振興局土木部等の長は、参加意思確認書の提出を求める場合には、次に掲げる事項を公示するものとする。

(1) 業務名、業務概要及び履行期間

(2) 当該業務により達成しようとする業務目的

(3) 当該業務の実施に当たり必要とする技術、設備等の応募要件

- (4) 参加者の有無を確認するために公募を行う旨
- (5) 説明書の交付期間、交付場所及び交付方法
- (6) 参加意思確認書の提出期限、提出場所及び提出方法
- (7) 応募者がいない場合又は第3号の応募要件を満たすと認められる者（以下「応募要件満足者」という。）がいない場合にあつては、随意契約手続に移行する旨
- (8) 応募要件満足者が2人以上いる場合にあつては、当該応募要件満足者を指名して競争入札を行う予定である旨
- (9) 応募要件満足者が1者の場合にあつては、当該応募要件満足者との随意契約手続に移行する旨
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口
- (11) その他広域振興局土木部等の長が必要と認める事項

2 前項の公示は、別添2の公示例によるものとする。

3 第1項の公示は、岩手県のホームページへの掲載により行うものとする。

（説明書の交付）

第6 第5第1項の公示後速やかに、岩手県のホームページにおいて説明書の交付を開始するものとし、参加意思確認書の提出期限の日まで交付するものとする。

2 説明書には、第5第1項第1号から第4号まで及び第6号から第10号までに掲げる事項並びに次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 業務の詳細な説明
- (2) 説明書に対する質問受付期間、質問受付担当、質問方法及びその回答方法
- (3) 参加意思確認書の作成様式、記載上の留意事項
- (4) 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書を無効とする旨
- (5) 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする旨
- (6) 提出された参加意思確認書は、返却しない旨
- (7) 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に応募者に無断で使用しない旨
- (8) 提出期限以前における参加意思確認書の差替え及び再提出（応募者の自発的な申出により行われる場合に限る。）は認めるが、提出期限以後における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めない旨
- (9) 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある旨
- (10) その他広域振興局土木部等の長が必要と認める事項

3 説明書には、特記仕様書等を含めるものとする。

4 説明書に対する質問は書面によるものとし、当該質問に対する回答も書面によるものとし、他の応募者にも周知するものとする。

5 質問書の受付期間は、原則として、説明書の交付開始日の翌日から5日間（岩手県の休日に関する条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する行政機関の休日を除く）とする。

（参加意思確認書の審査）

第7 参加意思確認書が提出された場合、別に定める委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、審査結果通知書を送付するものとする。

2 前項の審査の結果、応募要件を満たさない者に対しては、審査結果通知書に次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 応募要件を満たさないとされた理由（第4に掲げる応募要件のいずれを欠くとされたのかを含む。）

(2) 第8第1項に掲げる事項

3 第1項の審査の結果、応募要件満足者が2者以上の場合、当該応募要件満足者に対しては、審査結果通知書に、別途指名の上競争入札を実施する旨を記載するものとする。

4 第1項の審査の結果、応募要件満足者が1者の場合、当該応募要件満足者に対しては、審査結果通知書に、当該応募要件満足者との随意契約手続に移行する旨を記載するものとする。

（応募要件を満たさないとされた理由の説明）

第8 第7第2項の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（岩手県の休日に関する条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する行政機関の休日を除く）以内に、書面により、広域振興局の土木部等の長に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができるものとする。

2 広域振興局土木部等の長は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（岩手県の休日に関する条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する行政機関の休日を除く）以内に、書面により回答するものとする。

3 広域振興局土木部等の長は、前項の回答内容を委員会に報告するものとする。

（応募要件満足者がいる場合の取扱い）

第9 応募要件満足者が2者以上いる場合には、予定する業務の概算価格の多寡にかかわらず、当該応募要件満足者を指名した上で競争入札を実施することとする。

2 前項の指名競争入札手続は、道路維持関連業務の指名競争入札手続に準ずるものとする。

3 応募要件満足者が1者の場合は、当該応募要件満足者との随意契約手続に移行することとする。

（応募者がいない場合又は応募要件満足者がいない場合の取扱い）

第10 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、地方自治法施行令第167条2の規定に基づき、広域振興局土木部等の長が別途選定する者との随意契約手続に移行するものとする。

(1) 参加意思確認書の提出者がいない場合

(2) 提出された参加意思確認書を審査した結果、応募要件満足者がいない場合

(3) 応募要件満足者が入札行為等を辞退した場合

(4) 応募要件満足者が契約確定するまでの間に契約成立要件を満たさなくなった場合

（実施上の留意事項）

第11 広域振興局土木部等の長は、参加意思確認書を提出した者の審査に当たっては、委員会を活用するものとする。

附 則（令和7年7月29日道環第206号）

この要綱による手続は、令和7年7月29日以降に公募手続に基づく参加意思確認書の提出を求める公示を行う業務から適用するものとする。

参加者の有無を確認する公募手続の実施フロー

